

令和 4 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 清明会

・障がい者支援施設しらかば園(施設入所支援・生活介護事業)

・特定相談支援事業・特定障がい児相談支援事業しらかば園

・短期入所支援事業しらかば園

〒399-0214

長野県諏訪郡富士見町落合 9507-1

TEL: (0266) 62-7088(代) FAX: (0266) 62-7062

URL:<http://www.shirakabaen.or.jp>

E-mail:[info@shirakabaen.or.jp](mailto:info@shirakabaen.or.jp)

#### 清明会共同生活支援事業部

富士見町グループホーム

第二富士見町グループホーム

〒399-0102

長野県諏訪郡富士見町落合 9984-687

TEL: (0266) 62-8620 FAX: (0266) 62-8620

TEL: (0266) 62-2261 FAX: (0266) 62-2261

#### ・諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター

すわ～くらいふ

〒392-0027

長野県諏訪市湖岸通り 5-18-23

TEL: (0266) 54-7013 FAX: (0266) 52-7585

URL:<http://www.suwork-life.jp>

E-mail:[center@suwork-life.jp](mailto:center@suwork-life.jp)

#### ・就労支援事業部

就労継続支援 A 型事業 Jumpin'

落合地区移動販売事業

〒399-0214

長野県諏訪郡富士見町落合 9467-3

TEL: (0266) 78-8823 FAX: (0266) 78-8824

URL:<http://www.shirakabaen.or.jp>

E-mail:[jumpin-n@po32.lcv.ne.jp](mailto:jumpin-n@po32.lcv.ne.jp)

# 令和4年度社会福祉法人清明会事業計画

## 1. 法人理念

「障害を持つ人も持たない人も共に生きる」福祉社会の実現のため、利用者一人ひとりに人間として生きる喜び、そして豊かな生活を保障できるよう、利用者の立場に立ち、法の理念に基づいたサービスの開拓と提供、地域社会に開かれたサービスの提供を法人運営の基本に令和4年度は以下の事業を実施します。

## 2. 事業

### (1) 施設運営

- ① 第一種社会福祉事業 障がい者支援施設「しらかば園」の運営
  - 定員 施設入所支援事業 69名
  - 生活介護事業 94名
- ② 第二種社会福祉事業 障がい者短期入所事業「しらかば園」の運営
  - 定員 4名
- ③ 第二種社会福祉事業 障がい者生活援助事業
  - 清明会共同生活支援事業部の運営
  - 定員 12名
  - 富士見町グループホーム 6名
  - 第2富士見町グループホーム 6名
- ④ 第二種社会福祉事業 特定相談支援事業
  - 特定障がい児相談支援事業
  - 社会福祉法人清明会しらかば園の運営
- ⑤ 第二種社会福祉事業 障がい者就労継続支援 A型事業「Jumpin'」の運営
  - 定員 雇用型 10名
  - 非雇用型 10名
  - 富士見町富士見地区・落合地区・本郷境地区移動販売事業
- ⑥ 公益事業 諏訪園域障がい者就業・生活支援センター「すわ～くらいふ」の運営

### (2) 各事業の要点

- ① 障がい者支援施設「しらかば園」
  - ア 高齢重度化した利用者にも日々前向きな目標を持って生活していただけるように、個別支援計画の充実、日中活動の充実、に重点的に取り組みます。
  - イ 高齢重度化により、緊急時の救急救命の必要性からAEDの設置箇所を増やし、パ

ート職員に至るまで誰もが、緊急時に対応できるよう研修を進めます。

ウ 責任と誠意を持って利用者支援に取り組み、不祥事故を撲滅します。

東京都、長野県に提出する事故報告の件数を減らします。(最大限のヒヤリハットの有効活用を目指します)特に投薬に関する事故の根絶を目指します。

エ 咳痰吸引、経管栄養等特定医療行為指定事業者としての機能を維持し活用します。

4月現在は喀痰吸引も経管栄養も日常的に必要とする利用者はいませんが、指定事業者としての機能維持・整備(必要な職員研修等の推進)を進めます。

オ 利用者それぞれの健康状態や身体状況に応じた、適切な食事提供ができるよう

利用者のための栄養ケアマネジメント体制を確立します。(介護報酬加算対象)

カ 加齢により(平均年齢 58 歳最高齢 86 歳)、急激に変化する利用者の健康状態、  
身体状況を適確に把握し、確実に対処することで、少しでも長く健康状態を保てるよう  
医務業務を推進します。また、身体機能を少しでも長く維持できるようにリハビリ活動の  
充実を図ります。

キ 利用者の精神・身体機能の維持、増進を目的として、理学療法士、作業療法士、  
言語療法士を非常勤配置し、定期的に利用者の状態把握、リハビリ実施・指導、カ  
ウンセリング等を行います。

キ しらかば園内に保健委員会、車両運行・整備委員会、身体拘束廃止委員会、感染  
対策委員会、権利擁護委員会、行事委員会、広報委員会、管理委員会、地域交  
流委員会、生活委員会を置き、それぞれに特化した分野毎にしらかば園の潜在的問  
題の検討、各分野の行事を計画立案、実施します。

ク 利用者の重度高齢化の一方で強度行動障害者の支援も大きな課題であり、これが  
現員で、一步間違うと重大な権利侵害、虐待事案を発生させないためにも強度行動  
障害者への適切な支援の確立を進めます。(本年も、強度行動障害特別支援加算  
を取得しながら、研修を推進します。)

ケ 障がい者支援施設に義務づけられる「虐待防止委員会」の活性化により、現状のし  
らかば園での支援の適正化分析と職員研修の実施、身体拘束廃止規定の適正な  
運用に努めます。

## ② 障がい者短期入所事業「しらかば園」

ア 引き続き、タイムケア事業、日中一時支援と併せ、生活介護(通所)利用者の包括  
支援センターとしての機能(オンデマンド利用)を維持します。

## ③ 障がい者生活援助事業「清明会共同生活支援事業部」

ア 第二富士見町グループホームが3月に稼働し、これまでの入居者の見直し、入替を  
おこない、利用者それぞれに相応しいライフステージを準備して参ります。

- ④ 特定相談支援事業「社会福祉法人清明会しらかば園」  
ア 引き続き、しらかば園の利用者を中心にして自己実現のためのサービス等利用計画  
継続支援します。  
イ 昨年度特定児童相談支援事業の指定受け、より幅広いニーズに対応できるようにな  
ってきており、今年度は他職種連携を意識した相談支援体制を確立します。
- ⑤ 障がい者就労継続支援 A型事業「Jumpin'」  
ア コロナ禍の影響を直に受け、変則的な事業展開になっており、パンの販売一つとて  
みてもこれまでとは違う販売方法が求められており、利用者、職員のモチベーションの  
維持と合わせて速急な対応を検討して参ります。  
イ 新規事業種の強化と事業拡大を推進します。  
・昨年度設備整備をした非常用缶詰パン製造も各公共団体のコロナ禍対応から思  
惑ほど売り上げが伸びず、マーケティングを見直し、強化をします。  
・法人の公益的取り組み(独居高齢者、障がい者等見守り・相談支援)の一環として  
の地元社協と協働による移動販売事業が富士見町直接の委託事業になり、一層の  
責任感を持って販売に取り組みます。  
ウ 非雇用型の主事業であるドライフルーツ加工を今年度も安定的に継続して参ります。
- ⑥ 諏訪園域障がい者就業・生活支援センター「すわ～くらいふ」  
ア 利用者の利便性を考慮し、センターの移設を引き続き進めます。  
イ 相談件数の増加だけでなく、相談の質の向上を目指します。  
ウ 評価基準のランクアップを目指します。

### (3) 適正な法人業務の推進

- ① しらかば園の外部委託契約を見直し適性を図ります。  
② 改修、改築、備品購入手続き等の契約の適正な執行を行います。  
③ 規定の整備  
昨年度の社会福祉法等の改定に合わせ、規定、契約書、重要事項説明書等の適正  
な表記変更、整備を進めます。  
④ 各事業が滞ることのないように、法人役員、評議員等、法に則った運営に努めます。

### (4) 社会福祉充実計画の推進

令和7年度までの充実計画として残されたすわ～くらいふの拠点整備を進めて参ります。

## 3. 管理・運営

### (1) 理事会(状況によっては昨年度同様に決議の省略により審議します)

- ① 第1回定期例理事会(5月)

- ・事業報告及び決算報告の審議
  - ・福祉充実計画の審議
- ② 第2回定例理事会(12月)
- ・中間業務執行状況報告
  - ・各種規程の見直し
- ③ 第3回定例理事会(3月)
- ・次年度事業計画及び当初予算の審議
  - ・任期満了に伴う新評議員選任について
  - ・中間業務執行状況報告
- ④ 臨時理事会(随時)
- ・審議の必要に応じ、隨時開催

(2) 評議員会(理事会同様状況によっては昨年度同様に決議の省略により審議します)

- ① 第1回定例評議員会(6月)
- ・事業報告及び決算報告の承認
  - ・福祉充実計画の承認
- ② 第2回定例評議員会(3月)
- ・次年度事業計画及び当初予算の承認
  - ・任期満了に伴う新理事及び監事の選任
- ③ 臨時評議員会(随時)
- ・評議員会承認事項の必要に応じ随时開催

(3) 組織管理

- ① 各事業ともこれから将来的な展望に立ち、持続可能性を考慮した組織のあり方と各事業の規模の見直しを進めます。
- ② 職員の適切な人事配置を図ります(一部外国人技能実習生の受入を継続します)

(4) 人事管理

- ① 働き方改革に添った職員の勤怠管理を徹底します
- ② 人事考課制度による人事管理、給与制度を円滑に実施します
- ③ 職員のメンタルヘルスも含めた健康管理、福利厚生の充実に努めます
- ④ 人材育成が急務、不可欠であることから必要な研修課題を整理し、そこに添った職員研修を計画的、積極的に実施します
- 特定技能実習生2名が1年越しに入国できることとなり(4月～5月予定)、合わせて、4名のベトナム人の雇用をします。障害者支援のノウハウを学べるよう管理、指導を徹底して参ります。

昨年度に続き、サポートアズカレッジを活用し、職員の意識改革を進めます。

(5) 財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減を図ります
- ② 計画的な施設整備・改修等により施設経営を円滑に進めます
- ③ ホームページや機関紙を活用し、各事業運営の透明性を確保します。

(6) 処務管理

- ① 処務管理文書規定に基づいた文書管理及び保存に努めます
- ② 経理規定に基づいた適正な事務手手続き(印鑑、通帳等)管理を実施します。

(7) 危機管理

- ① 作成が義務化される法人単位でのBCP(南海トラフ巨大地震、異常気象による降雨風雪土砂災害、火山噴火、ミサイル飛来や感染症パンデミック等あらゆる災害を想定した)の作成運用を今年度内に開始します。
- ② ①に関連して、有事を想定した地元警察署、消防署、消防団との連携確認を進めます。
- ③ 有事に備えた非常食、備品、医薬品のストックとその維持管理を徹底します。
- ④ 今後も続く新型コロナウィルス感染症対策として日常的なスタンダートプロセッションの実施を徹底します。
- ⑤ 苦情解決委員会規則に沿って、利用者、関係各位からの苦情に適切に対応し、その解決に向けて努力します。  
事故が発生時の関係機関への報告と情報開示を徹底します。
- ⑥ ヒヤリハット集、事故報告の分析と情報共有を徹底し、支援・介助による事故の未然防止、支援・介助の改善を図ります。

(8) 個人情報保護・管理

- ① 個人情報保護規程に基づき、関わる利用者、関係者の個人情報保護を徹底します。
- ② インターネット環境のセキュリティーを強化し、ネット通信を介しての情報漏洩を確実に防ぎます。

4. 情報公開・開示

- (1) ホームページを活用して、定款に基づいた情報公開を積極的に実施します。
- (2) 機関紙「しらかば」の年3回発刊し、しらかば園の情報発信を積極的に行います。

## 理事長コメント

令和4年度も新型コロナウイル感染症の脅威は続き、世界的流行の影響を受け、更に困難な事業運営が続きます。

しらかば園においては利用者の加齢に伴い、令和3年度は看取った利用者数も過去最多でした。

これまでの取り組みを無駄にすることなく、更にコストの無駄を省き、コンパクトで、解りやすい、オープンな施設をいち早く実現していただきたいと思います。

職員にあっては、まず、利用者の人権を最優先させ、安心、安全に加え、障がい者支援施設の本来的な目的であるリハビリテーションを意識した支援を追求していただきたいと考えます。

Jumpin'、すわーくらいふにあっては、まだ暫くは新型コロナウイルス感染症による弊害が続くものと予想されます。ともすれば、本来の目標、目的を失い、どの方向を向いて、なにをすればよいのかまでも見失ってしまいそうな状況であることは容易に理解できますが、利用者も職員も今一度モチベーションを高く保ち、諒訪地域の福祉向上に貢献できますよう期待します。

共同生活支援事業部は長年の懸案だった第二富士見町グループホームがいよいよ稼働し、定員も12名に増員され、しらかば園からも何人か利用者を受入、スタートしたところでございます。これまで障がい者の生活を堅守して頂いたグリンサム、藤田さんには感謝しつつ、これに代わり、障がい者施設の重要な目標であるメインストリーミングの砦として、第三、第四のグループホームに向け、利用者も職員も試行錯誤を繰り返し、その経験値を上げていって頂きたいと思います。

(文責:理事長 小口国之)

- 令和4年度 事業計画
- しらかば園  
事務部
1. 現状と課題
- ①安全、衛生関係
- 1) 業務中の事故等について、令和3年度は3件の発生があった。内1件は4日以上の休業となった。設備や環境の問題や原因より自己の不注意や「もしかして」「かもしれない」への安全に対する意識不足が要因ともいえる。
  - 2) 年次有給休暇の5日以上の取得について、年末にかけての集中的な取得が発生している。支援業務への支障、他の職員への負荷が発生している。
  - 3) 令和4年4月より、運転する職員に対するアルコール検査が義務化され、酒気帯びの有無確認及び記録の保存が必要となる。
  - 4) 毎年交通事故が発生している。公私にかかわらず交通事故、交通違反ゼロに向けた取り組みが必要である。
  - 5) しらかば園については従業員数50名以上の事業所であるため、労働安全衛生に伴う資格取得者が必要である。現在は1名の有資格者がいるが、将来に向けた資格取得の必要性がある。
- ②経理、請求業務
- 1) 預り金関係については、適正な管理を徹底指導することが重要である。利用者こづかい等の管理については十分な確認を必要としている。
  - 2) 現金等の適正な取扱い、ネットバンキングの複数確認を引き続き徹底していく必要がある。
  - 3) 請求業務については、誤った算定により返戻・過誤が生じた場合は、利用者や法人に損害を与えることとなる。
  - 4) 入所定員が72名から69名に減員になったことにより、収入の減少は避けられない。支出節約、健康管理による入院減、より良いサービスにより適正に加算を継続取得する必要がある。
  - 5) 福祉施設職員の賃金アップのための制度活用の必要
  - 5) 課税売り上げに対する消費税納税の適正処理の必要性
- ③防災、修繕、維持管理関係
- 1) 國土交通省地震調査研究推進本部地震調査委員会は、南海トラフ地震についてマグニチュード8~9クラスの地震の30年以内の発生確率を70~80% (2020年1月24日時点) としている。災害等に備えて、物品や機器の点検の管理は重要である。各種点検の実施を確実に行う必要がある。
  - 2) 機器類等の老朽化により、修繕が増えていく傾向にある。不具合が発生すれば、業務や利用者様の生活に多大な支障が生じることとなる。

3) しらかば園については給湯、暖房用燃料の危険物施設がある。施設の防火管理も含め、将来に向けた防災等に伴う資格取得者育成の必要性がある。令和3年度に取得の推進を図ったが、全国的な新型コロナウィルス感染により対応できなかった。

## 2. 重点的取り組み

### ①安全、衛生関係

1) 業務中、交通関係ともに事故に対する危険予知「だろう」より「もしかして」「かもしれない」の周知を徹底していく。

2) 労働安全衛生法の規程によるによるストレスチェックについては、高ストレス判定者の相談や受診に繋げていくためにプライバシーに配慮した推進を行っていく。

3) 業務中のヒヤリハット(職員)の提出、分析及び対策の周知

4) 労働災害が発生した場合は、主任会で要因等を分析して安全な手順、具体的再発防止及び周知

5) 年次有給休暇10日以上有する職員の期間5日以上取得を勧奨するとともに効果的かつ支障なき休暇を推進する。

6) 自身の勤務時間の把握、余裕ある出勤と速やかな退勤を周知する。

7) ケガ、健康障害、交通事故及び交通違反ゼロ

毎月の主任会、職員会での労働安全に係わる事項、交通安全の周知  
毎朝、各事業所において安全関係の周知

4月 公用車運行簿とともに運転前後のアルコールチェック記録表の使用

8月 安全運転チェックシート配布

運転免許証、自家用車車検証、自賠責保険、任意保険加入状況の検査

10月 ストレスチェック表配布及び回収

11月 結果表の配布と分析及び高ストレス者へのプライバシーに配慮した受診勧奨

12月 交通安全、安全運転研修実施

1月 メンタルヘルス研修

こころの健康づくり見直し

8) 労働安全衛生に係わる第一種または第二種衛生管理者の資格取得を推進する。

### ②経理、報酬・利用料請求業務

1) 予算執行にあたっては、消費税増税の観点からも必要性・緊急性・価額等の判断と最善の対処方法かを検討する。

2) 処遇改善加算等の取得に向けての体制整備

3) 障がい福祉サービス費及び自己負担金について、システムや別途作成す

る帳票、部署間の連絡により間違いのない請求計算をする。

- 4) 法人会計については預金、現金及びネットバンキング等の適正かつ確実な処理に引き続き努める。
- 5) 利用者預かり金明細関係については新様式で管理していく。利用者の意志、金銭・物品等の複数チェック、内容の明確化により適正かつ正確に管理する。また、職員会等にて適正管理の説明や研修をする。
- 6) 課税売り上げに対する消費税納税について、会計事務所と綿密な打合せを行い対応していく。

#### ③防災、修繕、維持管理関係

- 1) 各種法定点検やメンテナンスの確実な実施とそれに伴う改修の速やかな対応に努める。
- 2) 最新の情報による防災用必要物品等の検討補充
- 3) 「国土交通省 要配慮者利用施設の土砂災害に関する避難確保計画」に伴う清明会計画を状況により見直しを行う。
- 4) 環境整備、機器等に不具合が生じた場合の速やかな対応、老朽箇所の改修、交換の実施
  - ・富士見町グループホームの居室にエアコン設置
  - ・グリーンサム居室修繕
  - ・南、西棟循環式浴槽のレジオネラ対策として配管洗浄
  - ・南棟の外水道、地下配管の漏水修理
  - ・しらかば園の高所窓等すす払い
  - ・アルコール検知機器購入
- 5) 甲種防火管理者、危険物取扱責任者(乙4)等の資格取得を推進する。

#### ④その他

- 1) 利用者の申請等に関わる書類の正確かつ遅滞なき提出
- 2) 各種行政手続き等の正確かつ遅滞なき提出
- 3) ウイルス感染対策に伴う備蓄物品確保

文責 事務部長 小松 修

# しらかば園

## 2022 年度 生活支援部 事業計画

### 現状と課題

- 1、職員の権利擁護の意識が低く、職員同士が指摘できない、決まりごとに沿ったチーム支援ができない。
- 2、ご利用者の意志決定支援への職員の理解が追いつかず、職員の意見が優先されてしまい、ご利用者の気持ちを最優先に考えられない。
- 3、ご利用者の高齢化が進み、屋外を含めて自立歩行が可能な方が、入所者全体の約 64%になってきてている。高齢化に伴う棟の再編成が急務である。
- 4、バイタル測定など、数値化できる体調管理は行なえているが、数値に表れない体調変化に早めに気付けず、転倒での事故や気付いた際は重症化している事例がある。
- 5、確認不足による薬に関するヒヤリハットや事故が減らない。

### 重点目標

- 1、人権意識、知識や支援技術向上のため、様々な研修の実施。
  - ①長野県知的障がい者福祉協会主催の出前講座の受講。(4月申し込み)
    - ・職員個々の意識改革、チーム支援の充実、マニュアルを遵守した統一した支援を目指す。
  - ②サポートカレッジの研修の実施。
    - ・OJT、OFF-JT を含め研修回数を増やし、介助技術・知識を深める。
    - ・支援会議の内容の充実を図り、資料を使った研修も実施する。
  - ③強度行動障害研修・サービス管理責任者研修等、外部研修への積極的参加。
- 2、更なる高齢化に向けた棟の再編成の実施。
  - ①昨年度から話し合いを進めてきた棟の再編成を早期に実施する（遅くとも 6 月までには実施）。棟を異動されるご利用者本人、保護者へも説明を行い、同意の元で実施する。
  - ②第 2 富士見町 GH への移行を含め、一人部屋の確保も増やし安全な環境を増やす。

### 3、意思決定支援の理解及び支援の拡充

- ①サポートーズカレッジの研修を通じ、意思決定の重要性、支援方法を研修する。
- ②今年度中に全利用者のアセスメント表の作成及び再検討を行う。
  - ・あらゆる方法でご本人の希望、気持ちを聴き、声なき声に耳を傾け、対人援助職として自覚を持ちアセスメントを行い意志決定支援に活かす。
- ③日々の支援で常にご利用者の心情理解に努め、個々の障がい特性（強味・困り感）を理解し、意思決定機会を増やす。
- ④ご利用者の意志に沿いモニタリング、個別支援計画の作成を行い、計画に沿った支援を実践する。

### 4、高齢化に伴う体調変化に対する迅速な対応

- ①A D Lの維持、向上を常に意識し、栄養、運動、水分、便通を意識し、今できている動作を長く維持する。
- ②日々のバイタルチェックで数字に表れる体調観察の実施
- ③普段と違ったサインにも気付けるよう日常の体調観察を大切にする（元気がない、歩行時ふらつく、食事を残す、食事時咽る等）。  
※異変時は普段とどこがどのように違うのかを看護師に早めに報・連・相を行う。
- ④より安全で安心な生活環境を検討、模索し、怪我や病気を最小限に留める。
- ⑤サポートーズカレッジの高齢知的障がい者の支援について研修を行い、理解を深め支援に生かす。

### 5、薬に関する事故・ヒヤリハットの削減

- ①服薬マニュアルの見直し及び注意事項の共有。
- ②確認業務に対する話し合いの実施。

文責：生活支援部長

内藤 久雄

しらかば園  
**2022 年度 医務部 事業計画**

## I 現状と課題

1. 誰でも歳をとると、何らかの身体機能の低下や生活習慣病などに罹患する可能性が増す。利用者の皆さんには特に障がいの特性から、何らかの変調をきたしやすく、また精神薬や抗てんかん薬の長期服用による弊害、更には不調が訴えられない方が多く、疾患の発見が遅れるなど様々なリスクが加齢とともに増大している。また疾患が発見されても検査や治療に協力を頂くことが難しい方もいる。支援部と連携し、利用者の方の個々の特性を理解し、日々の健康状態の把握、異常の早期発見、早期に医療に繋ぎ適切な治療が受けられるよう対応することが必要である。また、何らかの病気があったとしてもうまく付き合いながら豊かな生活を送って頂けるような支援が求められている。  
コロナ禍で面会制限をせざる負えない中、保護者の方も利用者の方の健康状態をとても心配されている。情報共有をこまめに行い、安心して頂けるように対応していくことが必要である。
2. 新型コロナウイルスの感染状況に応じて対策を行い、これまで園内で陽性者は出でていない。ただ、長野県内の障がい者施設でもクラスターが発生した施設があり、しらかば園も発生を想定した備えが重要である。また、ワクチン接種も進めいく必要がある。
3. 良い支援を行うには職員が心身ともに健康であることも重要となってくる。健康診断の結果を踏まえ、自分の身体と向き合い、健康管理を行ってもらえるよう、産業医のアドバイスも頂き、職員に働きかけていく。

## II 重点的取り組み

1. ① 毎朝朝礼後に棟を巡回し、利用者の方の普段の様子の把握、また、体調の変化にはできるだけ早く対応できるよう、支援部と情報交換を行い、異常の早期発見、早期通院に努める。  
② 通院の際は利用者の方の特性に合わせ支援部と協力し、適切な検査や治療が確実に受けられるよう対応する。  
③ モニタリング会議の際は各利用者の方の疾患や健康状態に応じ、支援と連携できる提案をする。  
④ 利用者の方に生活習慣病予防について改善策を提案し、改善が図れるよう働きかける。  
⑤ 保健委員から要望を聞き、保健予防に関する勉強会を行う。また新人研修は就職後 3 ヶ月以内に行う。

- ⑥ 保護者の方には健診・通院結果を年2回お知らせする。それ以外でも健康状態で変化があった利用者の方に対しては、その都度状態をお電話でお知らせし、情報の共有を図る。場合によっては来院して医師から説明を受けて頂く。
2. ① 発熱や風邪症状のある利用者の方や職員、また医療機関へ入院し退院の際など状況に応じて抗原検査キットを活用し、早期に陽性者を特定し対応していく。
- ① 陽性者が出了場合の対応を具体的に決めてシミュレーションを行う。
  - ② 感染状況を見極め、変化する状況に沿ってより有効な対策となるよう、対応フローの見直しを行う。
  - ③ ワクチン接種を行う場合は関係機関と連携し、早期に安全に接種ができるよう対応する。
3. ① 各職員の健診結果を産業医に診て頂き、産業医からのアドバイスを看護師が適切に伝え、相談やアドバイスを行っていく。
- ② 再検査や受診が必要な職員について、その後の結果を看護師に報告してもらい経過を追う。
  - ③ 心身の健康維持の為、協会けんぽの訪問指導とメンタルヘルス研修会を実施する。

文責：医務部主任看護師 植松玲子

しらかば園  
2022 年度 給食部 事業計画

## I 現状と課題

1. リスク配分に応じて実施されたご利用者様の栄養ケア・モニタリング結果から、栄養状態改善が必要な方や食事上の問題点がある方が見られる。
2. 低栄養、BMI 低値のご利用者様の速やかな体重増加を必要とする方がいる。
3. 定期健診結果において異常があるご利用者様もおり、多職種からのアドバイスや食事面からの検査数値改善を目指す必要がある。
4. 食形態の間違いがまれにある。
5. コロナ禍で、お食事における楽しみが少なくなっている。

## II 重点的取り組み

1. リスク配分に応じて実施されたご利用者様の栄養ケア・モニタリング結果から、栄養状態改善が必要な方や食事上の問題点について多職種で検討する。  
①多職種にて、医療面視点、支援面視点、食事面視点の意見を総合し対応策を講じる
2. 低栄養、BMI 低値のご利用者様の速やかな体重増加を目指す。  
① ①の検討結果をもとに食事提供量増量や栄養補助食品提供などの対応を実施する。  
② 月 1 回の体重測定結果をもとに評価を行い必要があれば対応策を再検討する。
3. 定期健診結果において異常があつたご利用者様へ、多職種からのアドバイスを受けながら食事面からの検査数値改善を目指す。  
①受託業者の日清医療食品が調理、提供する施設の食事以外にもご利用者様が個人購入されている食品があり、過剰摂取により肥満や血液値異常の要因となっている。なぜ過剰摂取に至るのか、多職種連携し異常を改善できるように検討し対応策を講じる。
4. 日々安定した食形態でのお食事提供の実施。  
①給食受託業者の日清医療食品と連携し、日々安定した食形態のお食事提供を行う。ご利用者様の加齢とともに嚥下しづらいメニューも増えてきた。食材発注の際に安全面を考慮した食材を工夫して購入して頂く。食形態調整を慎重に実施していただき日清調理員、施設栄養士がダブルチェックを実施しより安全で安定した食事提供を実施する。
5. コロナ禍においても、安全で楽しみのあるお食事提供を実施する。  
①コロナ禍なので、食行事の実施は今のところできないが、感染状況の落ち着き次第実施できるよう準備を進めておく  
②楽しい気分でお食事ができるよう、今まで同様に日清医療食品のランチョンマット、行事食カードをつけていただく。

文責:管理栄養士 佐藤園子

## 2022 年度 PT・OT・ST

### 1、現状と課題

- PT・・高齢ご利用者の歩行時の転倒による事故、骨粗鬆症のご利用者の転倒による怪我などのヒヤリハットも増えている。安全な歩行に向け、歩行器等の補助器具の使用や身体機能の維持、怪我後や身体の拘縮など身体機能の維持、回復に向けた相談が必要な状況である。
- OT・・棟内行事時にレクリエーションを組み合わせた活動も行えてきたが、まだ実施回数が少ない。高齢化が進む中でも行えるプログラムの必要性もあり、講師に紹介して頂き、楽しく機能の維持や機能回復に繋げていく必要がある。
- ST・・ST導入後、誤嚥性肺炎での通院や入院は減少した。しかし、依然食事を詰まらせる事案も見られ窒息に繋がる可能性がある。  
食事介助の方法について、職員間で統一されず丁寧さに欠ける介助も見られ、安全・安心な食事介助が求められる。今後もご利用者個々の食事状況の相談及び介助技術向上が求められる。

### 2、重点的取り組み

- ①PT・・年4回、理学療法士による施術によるカルテの作成
- ・安全な生活環境、補助具等への助言、退院後等の機能回復、残存機能の維持等、日々のリハビリテーション方法の相談及び計画的実践。
  - ・理学療法士による再評価
- ②OT・・年4回、作業療法士によるレクリエーション技術の指導
- ・高齢障がい者のプログラムの指導及び助言、少人数グループ活動の実践
  - ・レクリエーション技術の棟へのフィードバック
  - ・棟内活動、体育館活動への導入。楽しみや体力維持を意識した活動の実践
- ③ST・・年4回、言語聴覚士による指導及び必要に応じての相談
- ・食事介助技術研修の実施
  - ・咀嚼、嚥下機能の回復、維持、食形態、食事介助術の助言
  - ・機能回復、機能維持に対しての具体的方法の相談及び計画的実施
  - ・危険を感じた際は早めに電話等での相談

文責：生活支援部長 内藤 久雄

## 2022年度 東棟2階 事業計画

### 生活介護

#### I 現状と課題

1. 支援グループを中心とした支援プロセスによる、根拠のある支援の継続が求められる。  
ご利用者の行動や健康・機能の変化といった「課題」に対してケース検討やアプローチをおこなってきたが、「課題」があつてからアクションを起こすことが中心になってしまっている。ご利用者の生活の豊かさや楽しさのために、強みに視点を当てたアプローチをおこなっていく必要がある。
2. ご利用者の生活が画一的になってしまっている。ご利用者が豊かな人生を送れるよう、自己選択の機会が持てる、四季や文化を感じることができる、自分の家族との繋がりを持てるようにする必要がある。

#### II 重点的取り組み

1. ご利用者の強みに視点を当てた、支援グループによるケースワークを実践する。
  - ① 各支援グループのメンバーは、アセスメントシート②として、ご利用者の強みに視点を当てた「ストレングスシート」を作成する。<前期>
  - ② 各支援グループのメンバーは、ご利用者の生活が豊かに、楽しくなるためにグループ内で検討をおこない、ストレングスシートを用いたケース検討、支援手順書、「詳細を要する対応」の提出を生活支援相談員におこなう。<通年>
    - ・支援の改善提案をおこなう際は「支援改善起案書」の提出をおこなう。
    - ・ケース検討は、行動集計、氷山モデル、ストラテジシート作成といった、根拠のあるプロセスを通じておこなう。
    - ・ケース検討のファシリテーターはグループ生活支援員がおこなう。
    - ・支援手順書書式には「目的」「メリット・デメリット」「効果測定期日」を記す。
    - ・生活支援員は定期的にアセスメントの更新おこなう。<通年、モニタリング期>
2. ご利用者が機能を維持向上しながら、自己選択の機会が持てる、四季や文化を感じる、家族との繋がりを持てる機会を提供する。
  - ① ご利用者が自己選択ができるツールを作成する。<前期>
    - ・写真カード、○×カード、サンプル、カタログなど
  - ② グループ単位での散歩活動や体育館活動をおこない、機能維持向上を図る。また、ご利用者に四季や文化、自己選択の機会が持てるレクリエーション、イベントを起案、提供する。<通年>
    - ・四季のイベントを計画する際は、棟会議にてグループを中心に、どのようにご利用者に楽しんで頂くか、過ごして頂くかを検討する。
    - ・写真を用いて自己選択ができる四季のお弁当会を実施する。<年4回>
  - ③ 感染症対応フローに沿い、保護者との電話でのやりとり、誕生日カードの送付、

ZOOM面会や面会外出、ふるさと巡り、お墓参りの機会を提供する。

- ・ご利用者の誕生日月に誕生日会をおこなう。写真を利用して誕生日カードを作成し、保護者の方々に郵送、報告をさせて頂く。<各ご利用者誕生日月>
- ・面会や面会外出をおこなった際は写真をご利用者と保護者にお渡しする、保護者の方に実家のご様子を写真で送って頂くなど、使用できるツールを利用した繋がり作りをおこなう、<随時>

## 施設入所支援

### I 現状と課題

1. ご利用者の健康を守る、機能維持向上については、現場にいる支援者が適切な技術や知識を身につけ、マニュアルに沿った業務遂行、継続的に観察と記録、報告、リスクマネジメントの実践をおこなわなければ、重篤な疾患や事故に至ってしまう。
2. 棟としてご利用者の権利や人権意識を高め、守る必要がある。

### II 重点的取り組み

1. 疾患や変化に対する観察力を高め、適切な対応とリスクマネジメントを継続する。
  - ① 支援者は観察と記録、棟内での引継ぎ、看護師への報告をおこない、適切に医療機関に繋ぐ。
    - ・早番・遅番生活支援員は、日中のリーダーとして責任を持ち、記録報告漏れがないように把握、指示、引継ぎ、相談をおこなう。<通年>
    - ・排泄ボードの見直しをおこなう。<前期>
    - ・複合的なケースに対しては、カンファレンスシートにもとづいて棟、看護師、栄養士によるカンファレンスをおこなう。<随時>
  - ② 棟会議において学習会をおこなう。
    - ・棟会議において、「ヒヤリハット」勉強会、「身体・バイタル観察」勉強会、「棟内救急法」をおこなう。生活支援員から、個々の介護医療面の学習課題に沿った学習結果の発表をして頂く。<随時>
    - ③ リスクマネジメントの実践をおこなう。
      - ・棟会議において、RCA分析会議、支援グループから提出された棟ケース検討書式にもとづいて、介護・医療検討会議をおこなう。<随時>
      - ・生活支援員は半期に1枚は「業務改善書」、ヒヤリハットを提出する。
2. 棟支援者の人権、権利擁護意識の向上を図る。
  - ① 棟会議や意見収集において、「行動指針」「権利擁護ガイドライン」の抜粋箇所の意見交換会を実施し、支援者間の権利擁護意識の向上と価値観の均一化を図る。
  - ② 定期的に他部署（生活支援部長、看護師）からの視察を受け入れ、外部から頂いた気付きをフィードバックする <前期・後期>

文責：東棟2階主任生活支援員 米谷 伸太郎

# 東棟 1 階 事業計画

## 施設入所支援

### 1、現状と課題

- (1) 利用者の加齢や2年間にも及ぶコロナ禍により、確実に利用者の体力低下が起きており、それに伴う身体の機能低下が顕著となっている。また加齢による口内環境の悪化により、歯の減少による咀嚼機能の低下もあり、より丁寧な口腔ケアが必要となっている。
- (2) 日々の支援業務において、職員が過剰に介助を行ってしまい、利用者が自身でできる事の幅を狭めてしまう様子が見られている。
- (3) 服薬の際の飲みこぼしや薬のセットの間違いが多くみられている。食堂での食事が出来ていない現状に合わせた服薬体制の変更やマニュアルの変更が必要となっている。

### 2、重点的取り組み

- (1) 令和3年度は多くの利用者に対して散歩等の日中活動を行ってきたが、対して車いすの利用者や自分で希望を話すことができない利用者の活動が減少しており、そういった利用者の方への支援、身体機能維持のための取り組みを強化する。口腔ケアにおいては、丁寧かつ確実に口内を清潔にたもてるようブラッシングを行う。年に1度行われるブラッシング指導で職員個々のブラッシング技術を高める。
- (2) 利用者個々が自分でできる事を大切にし、できる事は利用者自身で行って頂く。職員は危険がある場合は見守りを行ったり、必要な場合は手伝うが、極力利用者の速度に合わせた丁寧な支援を心がける。
- (3) 各棟毎に作成された服薬マニュアルを読み返し、服薬前の確認方法、服薬のセット方法等が現在の支援状況に合致しているかを検証し、変更が必要な個所は改定する。それに伴い、今一度服薬の受容性について職員間で確認を行い、丁寧かつ確実な服薬を実施する。

## 生活介護支援

### 1、現状と課題

- (1) 新型コロナウィルスの蔓延により、外出できない期間が長くなっている、利用者が欲しいものを手に取って選択する機会が著しく減少している。散歩活動を中心とした日中活動の中で飲み物を持参する事も多いが、職員が選んだ飲料を持参する事も多い。
- (2) 日中活動において、散歩活動をされる方が多く、そういった活動はできているが、ASD 等の職員と1対1での活動が好ましい利用者の方の活動が減少している。

### 2、重点的取り組み

- (1) 病気の蔓延などで個人外出ができず、職員が買い物を代行する際は、メニュー表やチラシ等の商品情報を利用者に見て頂き、意思表示ができる環境を整える。また、散歩活動等で、飲み物を提供する場合は、できるだけ自販機等で飲みたいものを選んでいただく等、利用者に自分で選択する機会を設ける。
- (2) コロナ禍により棟内の浴室を使用する関係で入浴の時間やスケジュールが大幅に変更されている現状がある為、棟内の業務スケジュールの見直しを行い、日中活動の時間やPT の時間を増やす。また、少人数での活動な利用者の活動時間も同様に増やしていく。

# 2022年度 西棟 事業計画

## 1、現状と課題

- (1) 日々の健康観察、バイタルチェック等から、体調変化への早期の気付きと対応を実施。  
利用者の体調不良や加齢、高齢化に伴う健康状態、身体状況、心身の変化や機能低下、眼科的な疾病、皮膚トラブルなど、課題は多いが早期の気付きと対応が必要。
- (2) 日常の業務が効率やスピード優先になりがちである。  
支援の慣れや利用者との慣れあいから、人権意識が薄れ不適切な支援や虐待に繋がりかねない。
- (3) リハビリテーションを意識した支援が不十分。  
加齢に伴い低下する機能面や精神面に対し、良い刺激や楽しみとなる活動の提供と充実。
- (4) 特定技能実習生の受け入れ、基本的な支援、業務を行っている。  
技能実習生用の指導マニュアルが整備されていなかった為、統一した研修、指導が出来ていなかつた面がある。日本語の理解、事故や怪我、危険リスクに対しの理解。

## 2、重点的取り組み

- (1) 各利用者の日常生活での小さな変化も見逃さない観察力、健康に関する意識と対応のレベルアップ。事故や怪我、緊急時の対応のレベルアップを図る。
  - ① 毎日の健康観察、バイタルチェック、食欲、水分、排泄や睡眠、また、挨拶、声掛け会話や表情等から気付いた点や変化があれば、速やかに棟内職員間で把握、共有し必要に応じて看護師に相談し対応する。
  - ② 加齢に伴う嚥下機能の低下や、特性から咀嚼せずに丸飲みしてしまう等、食事中の詰まらせや誤嚥には注意が必要である。食事摂取時の見守り、声掛けにて安心安全に食事提供の実施。必要に応じて栄養士に相談。また、言語聴覚士を受診、相談、指導に基づき食形態、食事介助術への助言。日常的に咀嚼、嚥下機能維持のための相談し実施する。
  - ③ 乾燥肌からのかき壊し、手荒れ、手足のひび割れなど、皮膚トラブルへの処置を看護師に相談しながら、塗布薬を用いて毎日のケア、改善を図る。必要に応じて医療機関を受診する。
  - ④ 棟会議やミーティングにて、利用者一人ひとりの健康状態、身体状況などを話し合い、リハビリテーションを意識した対応、支援方法を検討し統一した支援、介助、ケア、対応を行う。定期的に医務部看護師にも参加して頂き、健康面に関しての助言、アドバイスから健康に関する意識と対応のレベルアップを図る。また、「事故対応及び事故防止マニュアル」「緊急時の対応を知ろう」など資料を基に読み合わせを行い、事故や怪我、緊急時の対応のレベルアップを図る。
- (2) 職員は支援の慣れや利用者との慣れあいから人権意識が薄れ、不適切な支援や虐待に繋がりかねないことを認識する。改めて利用者ファーストを意識して、利用者に対して適切な支援、対応、その上での丁寧な支援、対応を行う。
  - ① 利用者への呼称、声掛け態度、対応など常に意識して支援、対応を行う。効率やスピードではなく、利用者に合わせたスピード、対応で支援、業務を行う。

- ② 利用者との信頼関係を築けるよう、利用者の言葉に耳を傾け（傾聴）、気持ちを十分に理解し受け入れ（受容）、利用者の気持ちに寄り添う支援を目指す。
  - ③ 何が不適切な支援、虐待に当るかを常に考えながら支援する。また、日々の支援の中での不適切な支援や対応について、職員で出し合い内容を検討し不適切と思われる支援、対応を排除する。
  - ④ 利用者の障がい特性を理解し支援を行なう。利用者個々の資料、情報書式を用いて情報や特性を理解、共有し統一した支援にあたる。
  - ⑤ 棟会議にて「権利擁護ガイドライン、障害福祉サービスガイドライン」「支援マニュアル」「障がい者虐待防止について」など各資料を基に振り返りや読み合わせを行ない、職員の人権意識向上を図る。
- (3) 利用者の加齢に伴い年々低下する機能面や精神面に対し、生活介護面から良い刺激や楽しみとなる活動を提供。リハビリテーションを意識した支援、廃用症候群予防の実施。
- ① 棟にて「お楽しみ会」という形で、音楽、歌、体操、遊びを組み入れたレクリエーションを実施。また、おやつ作り料理作りなど、利用者が楽しみ楽しめる活動の提供。
  - ② 身体的な変化に対する自立支援として、日常の生活動作の中での歩行練習。練習だけが目的の歩行ではなくトイレに行く、デイルームに行くといった目的を伴う歩行にする。また、屋外での散歩や外気浴は季節を感じ、様々な良い刺激を受けることが出来るため実施する。
  - ③ 廃用症候群の予防として、加齢による心身の変化、心情への理解。  
利用者の意志で積極的に動く機会を増やし、自身で出来る事は極力自力で行うように促す。
  - ④ 理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、それぞれの指導に基づき、日常的に実施する。
- (4) 特定技能実習生
- ① 言葉や生活習慣、社会通念の違いを理解してもらいながら、支援、業務の一つひとつを理解する。自らの判断で動かず他の職員に確認、了承を得てから動くこと等、基本的な姿勢を説明しながら指導を行っていく。
  - ② 指導マニュアルの整備、作成。今後の特定技能実習生への研修、指導の実施。  
定期的な面談にて、日本語の理解、事故や怪我、危険リスクに対しの理解の確認、評価を行いながら行える支援、業務を増やしていく。

文責：西棟主任生活支援員 安川佳成

# 2022年度 ローカルサポート部 事業計画

## I 現状と課題

- 1 職員の入れ替わりが多く、「以前のローカルサポート」を知らない新人が半数を占めるようになり、各ご家庭およびご利用者にはご迷惑をお掛けしました。最小の人員で最大のサービス効果が得られるよう、日々職員一人ひとりが役割を自覚し全うする意識が求められる。
- 2 業務の簡素化のみを求めた結果、丁寧さが欠落し皮膚疾患の悪化により入院、身体機能・意欲の低下を招いてしまった。ご利用者様の立場に立ち、より丁寧なケアの提供と継続が急務である。

## II 重点的取組

- 1 ① 共に関わり・共に話し・共に活動することで、ご利用者およびご家庭の真のニーズを見出し、やりがいを持って取り組める活動を作成し提供する。  
② ご利用者のペースを尊重し、職員の一方的な都合による効率化は行わず、また変更する際はご利用者に説明・同意を得てから実施する。  
③ ご利用者と月に1度、個別支援計画と一緒に確認し、目標・目的を共有する。
- 2 ① 毎週のバイタル測定・爪切りを徹底する。  
② 送迎時・登園時などご利用者を良く観察し、気になったことは些細なことでも報告する習慣を身に付ける。  
③ 丁寧で粘り強い介助・声掛けを行い、ご利用者のペースを乱さず主体的に取り組めるよう支援する。

文責：ローカルサポート部 主任生活支援員 斎藤 大輔